

平成29年度財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者)結果

1 監査の期間 平成29年10月12日(木)～11月28日(火)

2 監査の対象

平成29年度に指定管理者制度で運営している232施設から、下記施設を抽出した。

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ① 高山市営火葬場 | [(株)一善] |
| ② グリーンパークひろ野 | [乗鞍国際観光(株)] |
| ③ 高山市勤労青少年ホーム・高山市女性青少年会館 | [特定非営利活動法人まほろば高山事業団] |
| ④ 高山市公文書館 | [(一財)高山市施設振興公社] |
| ⑤ 国府文化ホール | [こくふコミュニティ施設運営協議会] |
| ⑥ しぶきの湯遊湯館 | [飛騨国府観光(株)] |
| ⑦ 塩沢温泉七峰館 | [(一財)高根村観光開発公社] |
| ⑧ 久々野公民館 | [特定非営利活動法人ふるさと] |

高山市公文書館 [(一財)高山市施設振興公社]については、所管課の衆議院議員総選挙対応のため中止した。

3 監査の場所 高山市監査委員室・現地施設

4 監査の主眼

公の施設の管理が法令・条例の規定及び基本協定等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているか、指定管理料に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、民間のノウハウを活かしたサービスの向上、施設の利用増進が図られているかどうかを主眼として実施した。

5 監査の方法

監査にあたっては、所管課から提出された資料に基づき、平成28年度及び平成29年度の指定管理執行状況について、書類監査を行うとともに、所管課及び指定管理者への質疑及び現地監査を実施した。

6 監査の結果

基本協定に係る施設の運営管理及び関連する事務事業については、概ね適正に執行されていた。

指定管理者においては、良好な施設管理と市民サービスの向上や、経費節減・収益増に努力されていることが認められた。多くの施設が指定期間の中間年ということもあり、収支バランスに心がけた安定運営に努力されていることが認められた。

所管課においては、施設の実態、状況を把握し、より適正な施設運営が、また民間

事業者の能力が活用され市民サービスの向上が図られるよう管理運営に努められたい。

なお、監査を通じ軽微な事項は口頭で指示したが、特に次の諸点については検討されたい。

施設個別事項

○高山市営火葬場

所管課から提出された高山市営火葬場の平成28年度収支決算状況報告書では、支出項目の施設修繕費が訂正されていたが、訂正に伴う支出合計額の誤りや関連数値、関連調書等の不備が随所に見られた。

事業報告書が所管課へ提出されて6か月が経過している。所管課は、不備な調書について、速やかに再提出を求められたい。なお、事業報告書には、高山市公文書規程第9条に定める受付印が無かった。

○グリーンパークひろ野

本施設は、広大な面積を有する芝生管理が業務の根幹をなしている。基本協定書第10条では、指定管理者の業務実施条件を規定し、仕様書で管理内容を示しているが、芝刈回数や草取りの面積が誤っていた。

基本協定期間は5年で継続中であるが、指定管理料算定の基礎となる仕様書内容を精査し、協定書を修正されたい。なお、指定管理者からの意見に「芝生進入車両防止のための車止めの設置」の要望があったが、現地を見る限り、芝生保護の観点から、速やかに対応されたい。

○久々野公民館

指定管理者は、当公民館を含む久々野地域社会教育施設等9施設の管理委託を受け、各施設における人員配置をそれぞれの施設で按分している。当公民館での按分率は51%となっていたが、収支決算状況報告書では人件費は100%当公民館から支払われていた。

基本協定書第48条に定めるとおり、経理は各施設ごとに行うべきである。

また、指定管理者が委託をしている会計事務所の決算試算表と収支決算状況報告書の支出が150千円相違しており、収入確保の取組みとして行っているコーヒーセルフサービスの売上金(132千円)も収入から漏れていた。

所管課は、報告書を速やかに修正し提出するよう指定管理者を指導されたい。

共通事項

○市貸与備品の管理について

市貸与備品の管理については、これまでの監査意見でも適正な管理を求めてきたが、今回の監査でも、基本協定書に記載されている備品が実態と相違しているもの

や、使用不能のまま保管されているもの等があった。

市では多くの施設を指定管理者へ委託しているが、全ての施設において、適正な備品管理を徹底されたい。

○指定管理者が所有する備品等の減価償却費の計上について

基本協定書第20条では、「乙（指定管理者）は、独自の判断と自己費用で、備品等を購入又は調達し本業務実施のために供することができるものとする。ただし、その管理は、乙の独自会計で行うものとする。」と規定している。

指定管理者が独自に購入し本業務に供している償却資産に対する減価償却費が収支決算書に計上されているものがあり、中には、事業者の独立した事務所の事務機器等に対する減価償却費を売上高で按分し計上している施設もあった。

平成26年度にも同様の指摘をしているが、減価償却費の計上の是非について、統一した見解を示されたい。